

## 大阪観光大学 履修・成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第22条、第25条、第31条、第32条、及び第33条に基づき、授業科目、履修登録等、成績、卒業に関する事項を定める。

(観光基礎科目、広域科目、コミュニケーション科目)

第2条 観光基礎科目、広域科目、コミュニケーション科目の単位数、配当年次、期間(通年又は前期・後期)は、別表1(別表とは、履修のてびきに掲載されている1~4をいう。以下同じ)に定めるとおりとする。

(専門科目)

第3条 専門科目の単位数、配当年次、期間(通年又は前期・後期)は、別表2に定めるとおりとする。

2 専門科目は、展開科目、基幹演習科目、専門演習科目、実習科目、特別科目に分かれる。

(コース履修)

第4条 専門科目の展開科目を6つのコース科目群に分け、それぞれのコース科目群の中から、コース必修科目として、20単位以上を履修するものとする。

2 コースの選択は、第2年次から行う。

(卒業要件)

第5条 卒業の資格を得るには、本学に4年以上在学し、別表1、2により、所定の単位(124単位以上)を修得しなければならない。

(履修登録)

第6条 学生は、学内外からのWEB入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第7条 各年次に登録できる単位数は、46単位までとし、半期の上限は24単位までとする。ただし、4年次に、登録できる単位数を超えて登録しなければならない場合には、特例措置として、これを認める。

(履修科目の成績評価)

第8条 履修科目の成績評価は、定期試験、中間試験、レポート、口述テスト等の方法により行うが、平素の学習意欲・態度等も考慮する。

2 成績評価は、A(100~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下)の記号をもって表し、C以上を合格とする。

(出席日数)

第9条 授業科目の単位の修得には、授業時数の3分の2以上の出席が必要とされる。

(博物館学芸員の資格)

第10条 本学学生で、別表3-2に掲げる授業科目の単位を修得した者は、博物館学芸員の資格を有するものと認め、所定の手続きにより、単位修得証明書を発行する。

(レクリエーション・インストラクターの資格)

第 11 条 本学学生で、別に定める授業科目の単位を修得し、所定の手続きを行った者については、日本レクリエーション協会に資格取得の申請をする。

(初級障害者スポーツ指導員の資格)

第 12 条 本学学生で、別に定める授業科目の単位を修得し、所定の手続きを行ったものについては、日本障害者スポーツ協会に資格取得の申請をする。

(観光ビジネス実務士の資格)

第 13 条 本学学生で、別に定める授業科目の単位を修得し、所定の手続きを行った者については、一般財団法人全国大学実務教育協会に資格取得の申請をする。

(教職課程)

第 14 条 本学学生で、卒業資格を有し、かつ別表 4 に定める授業科目の単位を修得し、所定の実習を修了した者については、大阪府教育委員会に教育職員免許状の申請をすることができる。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教務委員会の審議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。また、平成 22 年 4 月 1 日施行の第 10 条から第 14 条を別規程として制定し、第 15 条以下の条文を繰り上げる。